

令和8年度 共同募金 助成申請の手引き



赤い羽根共同募金

徳島県共同募金会 東みよし町共同募金委員会

共同募金は、戦後間もない昭和 22（1947）年に、

市民が主体の民間運動として始まりました。

当初、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、

その後、法律（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の推進のために

活用されてきました。

社会の変化のなか、共同募金は、

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、

さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する、

「じぶんの町を良くするしくみ。」として、取り組まれています。



目 次

第1章 共同募金について	
1 共同募金とは	3
2 共同募金の使われ方	3
3 共同募金の種類と運動期間	4
第2章 共同募金の助成を受ける	
1 東みよし町共同募金委員会とは	5
2 募金から助成までの流れ	5
3 本助成のスケジュール	6
4 東みよし町を良くするしくみづくり助成事業の申請について	6
5 助成申請後の流れ	7
6 赤い羽根データベース「はねっと」への掲載について	7
第3章 様式の書き方について	
1 団体概要書（様式第1号）	8
2 東みよし町共同募金助成金 交付申請書（様式第2号）	8
3 東みよし町共同募金助成金 助成計画変更申請書（様式第3号）	11
4 東みよし町共同募金助成金 事業報告書（様式第4号）	11
5 東みよし町共同募金助成金 請求書（様式第6号）	13



第1章 共同募金について

1. 共同募金とは

社会福祉法では、共同募金を「都道府県の区域を単位として、毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であって、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄付金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を經營する者（国及び地方公共団体を除く。）に配分することを目的とするものをいう。」と規定しています。

2. 共同募金の使われ方

◆ 全国的にみた共同募金の使われ方

【活動の対象】

高齢者	21.5%
障害児・者	11.9%
児童・青少年	12.5%
課題を抱える人	10.4%
その他	43.7%

【活動の目的】

日常生活支援	22.6%
社会参加・まちづくり支援	39.8%
社会福祉施設支援	9.0%
その他の地域福祉支援	23.1%
災害対応・防災	5.5%

◆ 東みよし町での共同募金の使われ方

【活動の対象】

高齢者	53.1%
障害児・者	1.9%
児童・青少年	11.1%
その他	34.0%

【活動の目的】

日常生活支援	31.5%
社会参加・まちづくり支援	15.4%
社会福祉施設支援	8.0%
その他の地域福祉支援	25.9%
災害対応・防災	19.1%



3. 共同募金の種類と運動期間

① 赤い羽根共同募金(10月1日～12月31日)

赤い羽根をシンボルとする赤い羽根共同募金は、戦後、民間の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金活動を制度化したものです。今日では各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となって、社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分されるようになりました。

② 歳末たすけあい募金(12月1日～12月31日)

年末、支援を必要とする方々が明るい新年を迎えられるよう歳末義援金をお届けしたり、福祉活動を展開するために集める募金のことをいいます。

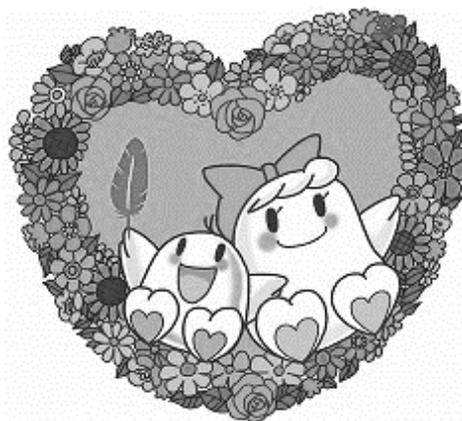
③ テーマ型募金(1月1日～3月31日)

解決すべき特定の地域課題を共同募金の募金テーマとして掲げ、課題解決に取り組む活動団体が主体となって、個人や企業に対して地域課題や自らの活動を伝え、共感による募金を呼びかける募金手法のことをいいます。

④ 災害時に備えて

1995年(平成7年)の「阪神・淡路大震災」では多くの災害ボランティアが活躍しましたが、当時はボランティア支援のための資金制度がなく、このため全国社会福祉協議会が全国から寄付金を募り、ボランティア支援にあたりました。

こうしたことから、共同募金会が災害ボランティアの支援等を行えるよう、災害時に備えて寄付金の一部を積み立てる「準備金」という制度を創設しました。この制度により、災害が発生した際には積み立てられた準備金を取り崩し、都道府県内の活動を支援することができるほか、他の都道府県共同募金会の支援として拠出することも可能となりました。



第2章 共同募金の助成を受ける

1. 東みよし町共同募金委員会とは

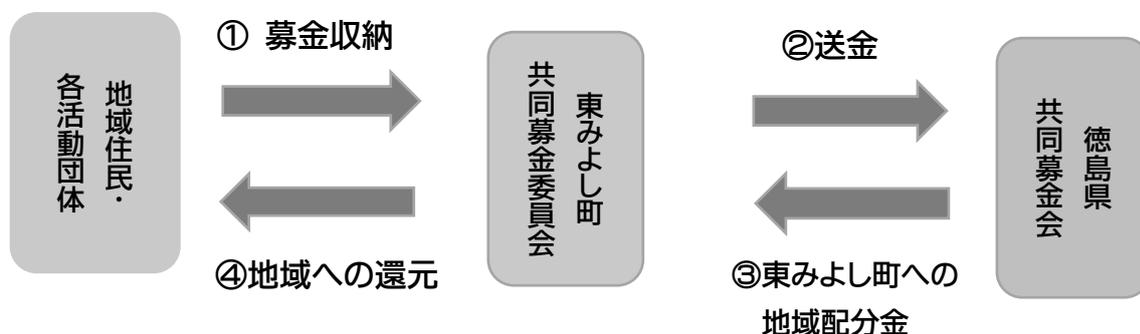
共同募金会とは、都道府県を単位とした社会福祉法人であり、共同募金事業を行うことを目的として設立されます。また、「共同募金会以外の者は共同募金事業を実施してはならない」と社会福祉法によって規定されています。徳島県では徳島県共同募金会のことをいいます。

この徳島県共同募金会が、共同募金寄付者のより身近で事業を実施するために、各市町村に設置している実施機関が市町村共同募金委員会です。東みよし町では平成30年に東みよし町共同募金委員会（以下、本会）を発足し、共同募金事業を推進しています。

東みよし町共同募金委員会 構成表

運営委員会	委員 6 名 (兼務)
審査委員会	
監事会	監事 2 名
事務局	東みよし町社会福祉協議会

2. 募金から助成までの流れ



共同募金の募金から助成に至るまでの流れは上図のようになります。

まず、地域住民の方々や地域内の各活動団体からの募金の本会へと納められた後、募金全額を徳島県共同募金会へと送金します。その後、徳島県共同募金会にて募金額から災害金等準備金を除いた地域配分金が本会へと送られ、地域に還元されます。

このように、共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」となっています。

3. 本助成のスケジュール

本助成は概ね次のようなスケジュールで実施されます。

日程	内容	備考
1月		
2月	助成申請受付 【2/1～2/28】	申請書類の提出
3月	助成審査会・ 助成金交付決定通知【下旬】	
4月 ～翌年 3月31日	助成事業の実施 助成金交付  【翌年3月31日】	
4月1日～ 4月30日	事業完了報告	助成事業報告書の提出

4. 令和8年度 東みよし町を良くするしくみづくり助成事業の申請について

助成対象団体

東みよし町を活動拠点とし、障がい者、高齢者の日常生活支援、社会参加、災害対応・防災、社会福祉施設支援、その他の地域福祉支援等を目的に活動している団体。

助成対象事業

地域の課題解決や、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる町づくりを目的とするもの。

申請方法

共同募金の助成を受ける場合には、本会に「団体概要書」(様式第1号)と「東みよし町共同募金助成金 交付申請書」(様式第2号)を提出して頂きます。

募集期間

令和8年2月2日(月)～令和8年2月27日(金)

提出先 〒779-4702 東みよし町西庄字横手 70 番地 東みよし町社会福祉協議会内
東みよし町共同募金委員会 事務局 (TEL 0883-82-6309)

5. 助成申請後の流れ

① 助成の申請

「団体概要書」(様式第1号)と「東みよし町共同募金助成金 交付申請書」(様式第2号)を本会へ提出して頂きます。

② 助成審査

助成申請の受付期間終了後、審査委員会による書類審査が行われます。

③ 助成決定の通知

助成申請が決定した際には申請者に「東みよし町共同募金助成金 交付決定通知書」(様式第5号)を送付致します。4月下旬に助成金を交付し、4月末から翌年3月31日まで事業を実施して頂きます。

④ 助成計画内容を変更する場合

助成金交付が決定した後、事業内容または資金計画に変更がある場合は「東みよし町共同募金助成金 助成計画変更申請書」(様式第3号)を提出して下さい。必ず変更前と変更後をご記入下さい。

⑤ 事業完了の報告

事業終了後、4月1日～4月30日の間に「東みよし町共同募金助成金 事業報告書」(様式第4号)を提出して頂きます。

6. 赤い羽根データベース「はねっと」への掲載について

赤い羽根データベース「はねっと」とは、皆様にご協力頂いた赤い羽根共同募金がどのように使われているのか、どんな活動に対して助成されているのか、一般の方にお知らせするためのWebサイトです。事業報告書を提出して頂いた後、共同募金委員会が各団体のデータを「はねっと」へ入力します。その際、団体名や助成金額といった情報が掲載されますのでご了承下さい。



赤い羽根データベース「はねっと」は、下記のページでご覧になれます。

<https://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home>

第3章 様式の書き方について

1 団体概要書（様式第1号）

本助成事業の申請をするにあたり、団体概要書を提出いただくようになりますので■団体情報、■施設情報、■財政状況、■共同募金運動の参加状況について関係する箇所をご記入ください。

なお、複数の助成申請を行う際も団体概要書は1部のみで結構です。

2 東みよし町共同募金助成金 交付申請書（様式第2号）

◆ 法人・団体の名称

助成を受けて事業を実施する法人・団体の名称を記入して下さい。法人格を持っている場合（施設等）はその法人の名称を記入して下さい。

◆ 代表者・職・氏名

法人・団体の代表者の役職名（会長、理事長、施設長等）及び氏名を記入のうえ押印して下さい。

◆ 法人・団体の所在地

法人・団体の所在地の住所を記入して下さい。

◆ 担当者氏名・連絡先

法人・団体の担当者の氏名といつでも連絡の取れる番号を記入して下さい。

◆ 助成申請額

希望する助成額を千円未満切捨てで記入して下さい。

◆ 事業費総額

助成申請額を含めた事業費の総額を記入して下さい。現時点での設定額で構いません。

◆ 事業名

助成を受けて実施する事業について、どのような事業かわかりやすい事業名を記入して下さい。

◆ 事業実施期間（共同募金 助成申請のてびきP6「3.本会のスケジュール」参照）

今年度の4月から翌年の3月31日までを助成事業の実施期間としていますので、この間での実施予定を記入して下さい。

また、この期間内に事業を何回実施するか記入して下さい。現時点での実施予定ですので、今後変更があっても構いません。

◆ 実施場所

事業の主な実施場所を記入して下さい。施設等に慰問活動を行う場合はその施設の名称を記入して下さい。複数ある場合は記入できる範囲で構いません。

◆ 1.実施事業について

①具体的な活動内容

実施する事業に関して、どのような場所、時間、人数、内容等で行うのかをできるだけ具体的に記入して下さい。

②事業の実施理由や目的

なぜこの事業を実施しようと感じたのか、また、事業を行う目的をできるだけ具体的に記入して下さい。

◆ 2.事業によって期待される成果

この事業を行うことによって期待される成果や目標について具体的に記入して下さい。

また、地域の課題解決や、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる町づくりにどのようにつながると思われるか、自由に記入して下さい。

◆ 3.事業活動エリア

該当する箇所を1箇所のみ選択してください。

◆ 4.事業対象者

この事業の対象者に該当する箇所全てを選択してください。

◆ 5.事業分類

「事業の目的」「分野・テーマ分類」「実施内容」のそれぞれ該当する箇所を各項目1つずつ選択して下さい。

なお、事業の目的は以下のような内容になります。

*日常生活支援

見守り・訪問 移送・外出 配食 手話・点訳・朗読 相談 介護全般 学習援助・交流 等

*社会参加・まちづくり支援

施設訪問・交流 学習・研修 世代間交流 伝承活動 金品提供事業 福祉マップ作成
環境美化活動 防犯 自立支援 福祉大会・福祉まつり 各種福祉講座・教室 等

*社会福祉施設支援

老人福祉施設 障がい児・者福祉施設 児童・青少年福祉施設 母子生活支援施設
保護施設 更生保護関係施設 等

*その他の地域福祉支援

更生保護事業 人権擁護事業 生活環境改善事業 その他の地域福祉事業 等

*災害対応・防災

防災活動 マニュアル作成 救助活動 災害等準備金積立 見舞金品 コーディネイト 等

◆ 6.事業の資金計画

(記入例)共同募金申請額30,000円 総事業費45,000円の場合

事業費収入の内訳

項目	金額
共同募金助成金 (a) (※助成申請額を記入)	30,000円
補助金・その他 (b)	15,000円
	円
事業費総額(c)=(a)+(b)	45,000円

補助金や自主財源等を記入して下さい。

事業費支出の内訳

項目	内容	総事業費	内訳	
			共同募金助成金	補助金・その他
保険料	参加者保険料	3,000円	3,000円	円
謝礼	謝礼金	12,000円	7,000円	5,000円
資料・資材作成費	資料印刷代	5,000円	5,000円	円
消耗品費	事務用品等	15,000円	10,000円	5,000円
材料等購入費	食材購入費	10,000円	5,000円	5,000円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
事業費総額		(c)45,000円	(a) 30,000円	(b)15,000円

※項目欄は下記の用途分類より選択して記入して下さい。

※内容欄は用途分類の具体的な内容を記入して下さい。

◆用途分類

<p>【事業関係】</p> <p>謝礼 保険料 施設・備品の借上料 入場料・使用料 資材購入費 材料等購入費 企画・調査・研究費 広報費 設置費 資料・資材作成費 実費弁償 工賃 見舞金・祝い金品 工事費 拠出金 研修費</p>
<p>【備品関係】</p> <p>備品購入費</p>
<p>【管理経費関係】</p> <p>通信運搬費 消耗品費 宿泊費 燃料費 光熱費 水道費 賃借料 建物・備品の維持管理費 旅費交通費</p>

3 東みよし町共同募金助成金 助成計画変更申請書（様式第3号）

事業の実施にあたり、事業内容、資金計画等に変更が生じる場合には速やかに変更申請書をご提出ください。

◆ **変更の理由**

変更になる理由について詳細簡潔にご記入ください。

◆ **変更内容**

事業内容の変更、資金計画の変更についてご記入ください。

4 東みよし町共同募金助成金 事業報告書（様式第4号）

交付申請書(様式第2号)の写しをお渡ししますので、同項目は同じように記入して下さい。

◆ **配分額**

交付決定通知書(様式第5号)にて通知した、交付決定金額を記入して下さい。

◆ **添付書類**

※必ず領収書のコピーを添付して下さい。

活動状況のわかる写真は広報等で活用させて頂く場合がありますので、被写体の了解を得てからご提出下さい。

◆ **1.事業内容について**

・**事業実施期間**

交付申請書(様式第2号)と同じく事業を実施した期間を記入して下さい。回数は実際に事業を行った回数を記入して下さい。

・**具体的な活動内容**

行った活動内容をできるだけ具体的に記入して下さい。

・**開催場所**

書ききれない範囲内で、できるだけ活動を行ったすべての場所を記入して下さい。

・**参加人数**

通年の事業を通して参加された利用者の合計人数を記入して下さい。

◆ **2.事業の成果**

事業を通して得られたと思う成果や、事業を行ったことで地域にどのような影響があったと感じるか自由に記入して下さい。

◆ 3.事業の資金状況

(記入例)総事業費45,000円の場合

事業費収入の内訳

項目	金額
共同募金助成金 (a) (※助成額を記入)	30,000円
補助金・その他 (b)	15,000円
	円
事業費総額(c)=(a)+(b)	45,000円

事業費支出の内訳

項目	内容	総事業費	内訳	
			共同募金助成金	補助金・その他
保険料	参加者保険料	3,000円	3,000円	円
謝礼	謝礼金	12,000円	7,000円	5,000円
資料・資材作成費	資料印刷代	5,000円	5,000円	円
消耗品費	事務用品等	15,000円	10,000円	5,000円
材料等購入費	食材購入費	10,000円	5,000円	5,000円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
事業費総額		(c) 45,000円	(a) 30,000円	(b) 15,000円

※項目欄は下記の使途分類より選択して記入して下さい。

※内容欄は使途分類の具体的な内容を記入して下さい。

◆使途分類

<p>【事業関係】</p> <p>謝礼 保険料 施設・備品の借上料 入場料・使用料 資材購入費 材料等購入費 企画・調査・研究費 広報費 設置費 資料・資材作成費 実費弁償 工賃 見舞金・祝い金品 工事費 抛出金 研修費</p>
<p>【備品関係】</p> <p>備品購入費</p>
<p>【管理経費関係】</p> <p>通信運搬費 消耗品費 宿泊費 燃料費 光熱費 水道費 賃借料 建物・備品の維持管理費 旅費交通費</p>

◆ 4.ありがとうメッセージ

募金の寄付者(東みよし町住民)へのメッセージとして、赤い羽根データベース「はねっと」(<https://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home>)に掲載させていただきます。ご自由にメッセージを記入して下さい。

5 東みよし町共同募金助成金 請求書 (様式第6号)

提出いただいた書類を元に、審査委員会にて助成審査を行い、助成が決定した際には交付決定通知書(様式第5号)とともに請求書(様式6号)をお渡ししますので、お受け取りいただく口座の情報をご記入のうえ提出をお願いします。